

発議第6号

令和4年12月20日

木津川市議会議長 森本 隆 様

提出者 木津川市議会 議会運営委員会
委員長 高岡 伸行

木津川市議会基本条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び木津川市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

議会基本条例第24条に基づき条文を検証するにあたり、別紙のとおり条例前文を改正するべきと決定したことに伴い、提案するものです。

木津川市条例第 号

木津川市議会基本条例の一部を改正する条例（案）

木津川市議会基本条例（平成22年木津川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
議会は、自らの創意工夫によって、市民の参画と協働のもと、 <u>ひとが耀き、ともに創る、豊かな未来</u> のある木津川市を目指す。そのために、市民に開かれた議会、市民が参加する議会のあるべき姿を定める。	議会は、自らの創意工夫によって、市民の参画と協働のもと、 <u>「ひとが耀き、ともに創る、豊かな未来」</u> のある木津川市を目指す。そのために、市民に開かれた議会、市民が参加する議会のあるべき姿を定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。